平成２１年（フ）第１３１１号
神戸市須磨区高尾台３丁目６番１号
債務者　山本　信江
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊元　　啓
4　破産債権の届出期間　平成21年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２０号
神戸市灘区八幡町４丁目８番29―212号
債務者　田中　春二
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　破産債権の届出期間　平成21年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０６号
北海道旭川市忠和６条１丁目２番５号
債務者　城岡　惠藏
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月13日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２２２号
群馬県太田市飯田町1378番地　最上ハイツ太田303号
債務者　大町　文明
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２３４号
群馬県太田市新田木崎町542番地３
債務者　山本　篤史
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第３９７号
奈良県吉野郡東吉野村大字小12番地
債務者　山本冨久江
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
奈良県葛城市尺土259番地１サンシャイン大和203号
債務者　車谷　和子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４３４号
奈良県香芝市下田西３丁目１番17―205号　コーポラスカシバ
債務者　平石　和博
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４５６号
奈良県葛城市染野152番地３
債務者　黒越　メイ
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
奈良県大和高田市大字大谷498番地の47
債務者　中村　和美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
奈良県橿原市土橋町294番地の22
債務者　梅林　教代
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
奈良県香芝市狐井186番地の１　ポレールＢ205号
債務者　巽　　美穂
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
奈良県大和高田市日之出東本町17番34―305号、前住所奈良県大和高田市本郷町２番40号
債務者　西川奈智子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４６９号
奈良県橿原市東坊城町577番地の１　福美ハイツ101
債務者　岩見　明博
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４５２号
函館市亀田本町31番５号
債務者　池島　貴子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１８９号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪724番地３
債務者　髙橋　譲嗣
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係